

第四十九号議案

鈴木青少年の翼基金条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

鈴木青少年の翼基金条例

(設置)

第一条 姉妹都市への海外派遣等の国際交流事業を行うことにより、江戸川区内に在住する青少年の広い視野及び豊かな国際感覚を育てるとともに、相互理解及び親善を深め、もって共生社会の実現に資するため、鈴木孝行氏からの寄附金を基に、鈴木青少年の翼基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第二条 基金に属する財産は、前条の設置目的のための寄附金等をもって充てる。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益)

第四条 基金の運用から生じる収益は、第一条に定める国際交流事業の経費に充てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の設置目的のために必要な場合は、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

姉妹都市への海外派遣等の国際交流事業を行うことにより、共生社会の実現に資するため、鈴木孝行氏からの寄附金を基に、鈴木青少年の翼基金を設置し、その管理について定める必要があるもので、本案を提出いたします。